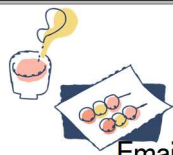


つちはし事務所通信

9

September
2025



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2025 年 9 月 1 日

重要改正

**徳島県の最低賃金、66 円引き上げの1046円で決着！
今からチェック！賃金引き上げ時に利用できる支援について**



最低賃金

**徳島県
1046 円**

令和 7 年 9 月 1 日、徳島地方最低賃金審議会は、最低賃金を現行の 980 円から 66 円引き上げ、1046 円とすることで決着しました。徳島県で最低賃金が千円を超えるのは初めてです。

適用は令和 8 年 1 月 1 日の予定。

賃金引き上げに向けた国や徳島県の支援を確認しておきましょう。

1. 賃金引き上げに向けた支援



国 業務改善助成金 県 賃上げ応援サポート事業（業務改善助成金の上乗せ助成）

- ・ **事業場内で最も低い時間給を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等**（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者は、その設備投資等に要した費用の一部を助成。
- ・ **国と県をあわせて実質負担なし！**（設備投資が助成上限額を超える場合は、一部負担あり。）
- ・ 県の「賃上げ応援サポート事業」においては、**国の助成金の書類作成等に係る社会保険労務士への報酬費用の一部も補助。**

国 キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

- ・ **有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対し助成。**
（助成額：中小企業の場合）増額改定の割合に応じて助成額（1人当たり）は以下の通り。
3%以上4%未満：4万円 4%以上5%未満：5万円、5%以上6%未満：6.5万円、6%以上：7万円

国 キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）

- ・ **短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合に、事業主に対し助成。**
①新たに社会保険の被保険者となった際に、手当支給・賃上げ・労働時間延長を行った場合。
②労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者とした場合。
（助成額：中小企業の場合）手当等支給メニュー／併用メニュー：50万円、労働時間延長メニュー：30万円

国 キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）

- ・ **新たに社会保険に適用した際に、賃上げ、労働時間の延長を実施した場合、事業主に対し助成。**

国 中小企業向け賃上げ促進税制

- ・ 青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引き上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除。

その他 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

- ・ **事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資。**

キャリアアップ助成金の詳細はこちら



★申請前に注意すること！！！！

業務改善助成金 事業改善計画と賃金引上計画を記載した交付申請書を、都道府県労働局に提出し、申請内容が適正と認められれば、交付決定通知が届きます。交付決定通知後、設備投資や業務改善、賃金引き上げを実際に行います。

交付申請書を提出する前に設備投資や賃上げを実施した場合、助成対象外となります。また相見積もり書が必要です。

キャリアアップ助成金 前もって労働局へ計画書を提出し、就業規則も見直しして提出します。

★どの助成金も賃上げ前に多数の準備が必要です。お早めにご準備ください。

徳島県から県内の中小企業者等における、労働者の多様なニーズを踏まえた「魅力ある職場づくり」に向けた取組を推進し、人材の確保・定着につなげるため、就業規則等の整備に要する経費を支援する補助金が発表になりました。

……………徳島県ホームページ 魅力ある職場づくり支援事業より……………

補助額：**最大20万円** ※原則補助対象経費総額の1/2

(注) 2つ以上の制度を導入又は見直す場合(1つの場合は最大10万円)

補助対象経費：就業規則等の書類作成等を依頼したことで発生した社会保険労務士等の報酬に係る経費

申請受付期間と申請方法 令和7年12月19日(金)まで

① 電子申請届出システム、②郵送、③持参のいずれかの方法により、提出ください。

(補助対象事業となる制度の例)

- ・ 出産・育児、介護との両立を支援するための制度導入・見直し
子の看護等休暇の見直し、育児や介護のためのテレワーク導入等
- ・ 柔軟な働き方を実現するための制度導入・見直し
「時間単位」の年次有給休暇取得制度や積立休暇制度の導入等
- ・ 健康経営を実現するための制度導入・見直し
年次有給休暇の計画的付与制度の導入、新たな特別休暇の導入等

労働関係法令の基準を上回る制度や法令で「努力義務」とされている制度の導入が対象です。
まずは、補助金申請をして交付決定を受けてから、事業の実施となります。



★この機会に就業規則等の作成あるいは見直しをご検討される場合は、お早めにつちはし事務所までお問い合わせください。

あとがき◆つちはし事務所より

- ★ 今年も、大きな話題となっている最低賃金の引き上げ。徳島もようやく9月1日に答申が出て、昨年の84円に続く66円の大幅引き上げとなり1046円となりました。適用は、令和8年1月1日の予定です。
- ★ 最低賃金1046円になると、1日8時間の週休2日制で年間休日105日の場合、通勤手当や皆勤手当を除いて月額18万1307円以上の支給が必要となります。このように毎年最低賃金の大幅引き上げがあると、賃金制度をどのように整備すればいいか分からなくなっていないでしょうか。そこで、今年の社労士会セミナーは、「人材確保に繋がる中小企業の賃金制度・賃上げの進め方」というテーマで開催されます。日時は10月10日(金)、お申込みの締め切りは10月3日(金)まで。詳しくは下記をご覧ください。
<https://sr-tokushima.or.jp/pg5951567.html>
- ★ 9月は算定基礎届による社会保険料の改定が行われる月ですので、保険料を当月控除している事業所様は9月分給与から、翌月控除の事業所様は10月分給与から新しい保険料に変更となります。顧問先様につきましては新しい保険料のお知らせをお送りいたしますので、給与計算の際は保険料の改定を忘れないようお願いいたします。
- ★ 顧問先様には、近々つちはし事務所より「社会保険ガイド2025」と、「会社を元気にする助成金・給付金」という小冊子他をお送りいたします。助成金をご利用されたい事業所様は同封する「らくらく助成金診断」に記入してファックスでお送りください。

社労士会「人を大切にする」
働き方改革の専門家です

大賞金時代でも
人材確保に繋がる
中小企業の
賃金制度・賃上げの進め方

令和7年
10月10日(金)
13:30~15:20 (申込締切10/3)

徳島グランドホテル
1階大会場(〒770-0001 徳島市本町1-1-1)

定員100名 | 参加無料 | 2000円 超過分

①「人材確保に繋がる中小企業の賃金制度・賃上げの進め方」セミナー
②「労働基準監督署における調査時の留意点」セミナー及び個別相談

徳島県労働政策推進センター 個別相談会

令和7年10月3日(金)
13:00~17:00 (申込締切10/3)

会場：徳島県労働政策推進センター 3階 個別相談室
〒770-0001 徳島市本町1-1-1 徳島グランドホテル1階大会場内

お問い合わせ：088-611-5558 (受付時間：平日 9:00~17:00)

主催：社労士会 後援：徳島県労働政策推進センター

